

## 市町村における森林環境譲与税の用途について

### 1. 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

平成31年3月27日成立、3月29日公布、4月1日施行

### 2. 市町村の用途状況

今年度4月に林野庁が行った調査によると、森林が少ない市町村は基金に積立てる傾向にあるものの、森林が多い市町村は森林整備に向けた準備作業や推進体制の構築等に活用している。

#### (1) 間伐等の森林整備

森林経営管理制度に基づく森林所有者の意向調査をはじめ、間伐等の森林整備や林道等の維持修繕等に活用

(27市町村 396百万円)

#### (2) 人材育成・担い手確保及び推進体制の構築

林業の担い手確保や林業就業者の育成のほか、専門職員の雇用など市町村の推進体制の構築に活用

(9市町村 35百万円)

#### (3) 木材利用・普及啓発

公共建築物の内装木質化や森林・林業の意義に関する普及活動等に活用

(9市町 24百万円)

#### (4) 基金への積立て

後年度の森林整備や木材利用等に活用するための基金積立て

(29市町村 90百万円)

### 3. 県の対応

引き続き、林政部内に設置した「市町村林務行政支援チーム」により市町村からの相談等に務めるとともに、森林整備の質・量の向上につながるよう用途事業に対し助言を行う。